

第 3 回八丈島再生可能エネルギー利用拡大検討委員会

平成26年1月23日

ワーキンググループ 3

事業主体選定のための ルールの検討

ワーキンググループ 3 事務局
(八丈町)

第3ワーキング（WG3）

第1回 5月17日

第2回 6月28日

第3回 8月20日（ネット）

第4回 9月19日

第5回 10月24日（ネット）

第6回 10月29日

第7回 11月29日

第3ワーキング検討メンバー

丸山委員(チーフ)、飯田委員、八丈町、
東京都

その他専門分野に関し関係委員からヒア
リング

検討事項

安定的な事業執行と地域の利益を両立する事業主
体選定のためのルールの検討

I 検討事項

1. 事業主体とは？

事業主体を考える前提

…安定的な事業執行と地域の利益を
両立できるか

地域における再エネ利用の視点から考える

…地域に存在する再生可能エネルギーは、
地域と地域住民のためのもの



地域における再エネ利用のために必要とされる
ルールの検討

2. 地域における再エネ利用のために必要とされるルール

(1) 「基本ルール」

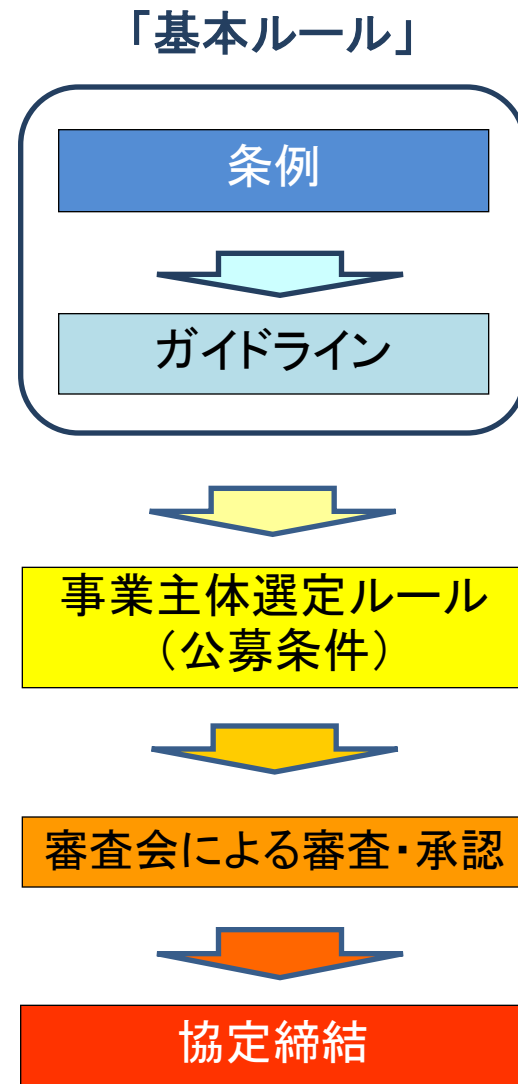
再生可能エネルギーの利用に当たって、良好な周辺環境を保全するとともに地域経済の活性化や地域が主体となる持続的発展に寄与することを明示するために策定するルール。理念を宣言する「条例」とそれを実現するための基準及び手続を示す「ガイドライン」の2つからなる。

(2) 「事業主体選定ルール」

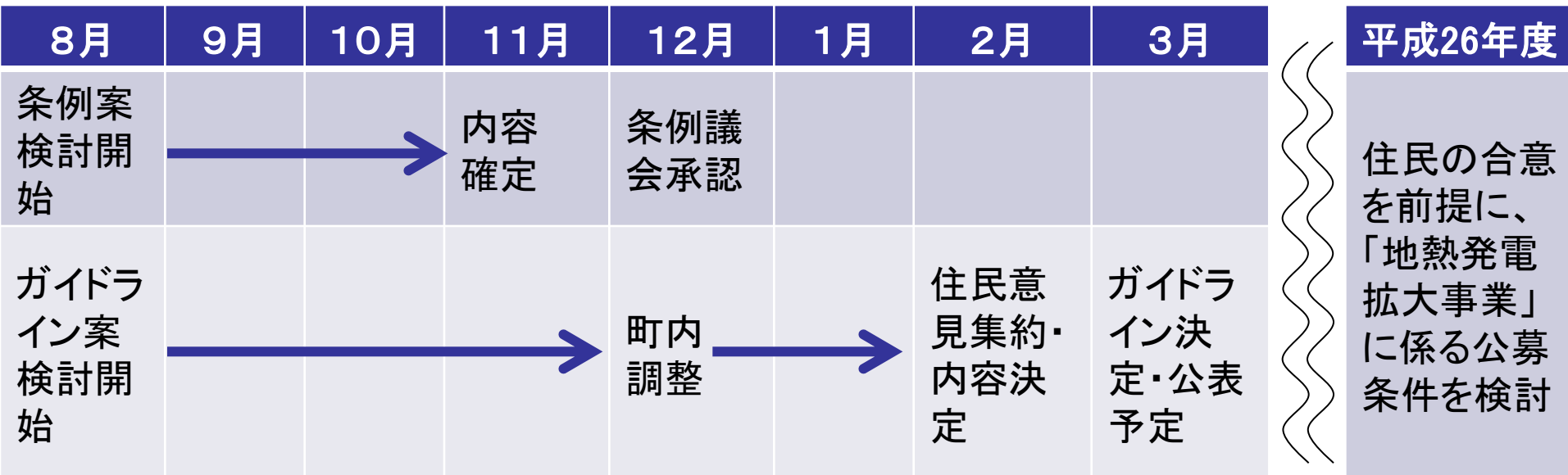
(1) の「ガイドライン」を踏まえて、ふさわしい事業主体を選定するために策定する公募条件（審査会による審査・承認が必要）

(3) 「協定」

(2) の公募により選定した事業主体と地元自治体が締結する事業内容の詳細な取り決め



3. ルールの検討及び策定作業スケジュール



4. 八丈町地域再生可能エネルギー基本条例

再エネ資源は、地域固有の資源であり、島民の財産でもあることを前提に、再エネ利用の基本理念を宣言

- 基本理念として、
 - ・地域経済及び持続可能性への配慮
 - ・地域に根ざした主体形成の努力、地域受益の実現
 - ・地域の自然環境の持続性に配慮等 について明記
- 町、町民、事業者の役割を明記
- 条例の趣旨に即した再エネ活用のための審査を行う審査会を設置
 - ・平成25年12月4日の八丈町議会第四回定例会で可決
 - ・施行は平成26年4月1日

5. 八丈町再生可能エネルギー事業に関するガイドライン（案）

基本条例の理念を実現するための以下の基準 及び手続を明確化

- 住民及び利害関係者に対する事前の協議事項
- 生活環境や自然環境、景観等への配慮事項
- 地域の利益優先に関する配慮事項
- 審査会における承認、協定締結の手続等

- ・ **パブリックコメントを踏まえ、平成26年3月中に八丈町が
決定・公表予定**

Ⅱ 引き続き検討が必要な課題

- 事業主体公募条件検討のための、事業者等へのヒアリング
- 実現可能性調査(F S)やヒアリングを踏まえた事業主体公募条件の検討、整理

(盛り込むべき条件として検討する項目の例)

- ・臭気対策等の技術的条件
- ・基本的な電力供給ができる能力
- ・事業の継続性の担保
- ・事業主体の構成、金融組成の構成
- ・地元還元策 等